

第 4 回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり 総合計画推進委員会

（平成27年7月13日（月）：午後6時30分～午後8時25分）

○副委員長 第4回地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会を開催いたします。

本日は委員長の先生がご欠席ですので、私がかわって議事進行を務めさせていただきます。

この委員会もいよいよ大詰めになっておりますので、ぜひ、今日は忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。

それでは、議題に入る前に、資料の確認をお願い申し上げます。

○地域福祉係長 （資料説明）

○副委員長 ありがとうございます。

皆様よろしいでしょうか。何か不足がある方がいらっしゃいましたら……委員、お願いいたします。

○委員 資料3の11ページがないのですが、ご説明いただけますか。

○地域福祉係長 失礼いたしました。資料2に施策の体系というページがございます、こちらがこの資料3の10と11のところに入るものです。大変失礼いたしました。

○委員 ありがとうございます。

○副委員長 それでは、議事に入ってまいります。

まず、次第の2番、第3回推進委員会を受けた補足説明を事務局にお願いいたします。

○地域福祉係長 それでは、3点ほど、ございます。

まず、一つ目が、第3回の会議録です。

こちらにつきましては、もし訂正すべき箇所がございましたら、7月17日までにご連絡ください。その際には書面でお願いしたいと思います。その後、個人情報の部分を除きまして、区のホームページで公開をしていきます。

続きまして、資料1、こちらは、第2回目、第3回目に書面でいただきましたご意見とその回答をまとめたものでございます。

その際にもご案内しておりますが、例えば、子育ての計画ですとか、障害者分野の計画ですとか、ほかの計画につきましてはそちらの計画に委ねております。この計画書の中では重点的に取り組む項目を中心に記載しているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、見守りの関係について、内容がわかりづらいという意見をいただいておりますので、今日は、「気づき“あい”のあるまち」というチラシをご用意させていただきました。西大泉、南大泉の地区で、こういった取り組みをやっていきます。練馬は広いので、17地区に分けてこういった取り組みをやっていきますが、それぞれに地域特性があります。その地域特性に応じて、アプローチの仕方は変わりますので、今回、例示ということを示させていただきました。

「気づき“あい”のあるまち」の下の方に書いてありますが、ご近所同士のちょっとした異変に気づきあい、支えあい、つながりあい、こういったものを目指していくという取り組みです。何か異変に気づいたら、例えば、高齢者相談センター、あるいは福祉事務所にご相談、ご連絡いただく、こういったようなことを取り組んでやっていこうという資料

になってございます。

裏面をごらんください。

例えば、「いつもと違う」とはどんなことか。最近、見かけないなとか、格好が変だなとか、あやしい人が出入りしている、新聞や郵便がたまっている、こんな異変に気づいたら、例えば、高齢者相談センターにご連絡いただく。また、子どもの異変に気づいたら、子ども家庭支援センターなどにご連絡いただく、こういったことを啓発していこうというチラシでございます。

区では地域でいろいろな相談を受け付ける施設を整備していますが、なかなか地域の方々に浸透していない、知れわたっていないということもありますので、こういったことも PR しつつ、地域で見守りを深めていこうという取り組みをやっていこうと考えています。

資料 1 については以上でございます。

それから、オリンピック・パラリンピックのご案内ですが、教育委員会から教育推進校の説明の資料を 1 枚もらっていますので、お配りいたしました。

練馬区では、小学校 20 校、中学校 8 校で教育の推進を進めるということで、主な取り組み等が書いてありますので、お目通しいただければと思います。

以上です。

○副委員長 ありがとうございます。

ここまでで、皆様からご質問・ご意見がありましたらお願いします。

○委員 こちらを見て、とてもよいと思いましたが、残念なことがあります。聞こえない者への対応、ファクス番号が載っていないのです。これは電話だけなのか。聞こえない者には不便です。聞こえなくても使えるように、ファクス番号を載せていただきたいと思います。

○副委員長 ありがとうございます。

大変貴重なご指摘だったと思いますが、事務局からお願いいたします。

○管理課長 大変重要なご指摘をいただきました。こちらの作成元は地域振興課というところで、我々の福祉の部門ではございませんが、我々が地域に配っていくときには、ファクスでもやりとりができるような形のものを考えていきたいと思います。

○副委員長 ありがとうございます。

施策の中でも、ユニバーサルデザインですとか、情報提供の重要性はこの会議で何回もご指摘をいただいているかと思いますが、その点について、事務局からもまた改めて担当部局にお願い申し上げたいと思います。

○副委員長 それでは、次第の 3 番目と 4 番目、新計画の目標・理念・体系について、これまで皆様にいただきました意見のまとめということで、素案が本日示されております。資料で申しますと……。

○委員 その前に、ちょっと資料 1 について、すみません。

○副委員長 では、委員から。

○委員 資料 1 の 2 ページ、下の欄の意見の区の見解の中で、一番下の行です、区の見解の。結構大事なことが書いてあるような気がするのですが。読みます。

「なお、新計画では計画期間中に重点的に取り組む事業を中心として記載することとし、

他分野と重複している事業」、その次の「各年度の予算において対応する事業などについては、原則として記載を見送る」と書いています。この事業というのは、先日来、話題になっている、40にするとか、もともと200近くあるのを絞ると理解しておりますが、そうすると、この「各年度の予算に応じて対応する事業などについては見送る」という意味はどのような意味でしょうか。

○副委員長 事務局からご説明をお願いします。

○管理課長 前回でしたか、「統合しますよ」とか、「これは記載を見送りますよ」というものをお出ししました。我々としては、これまで取り組んできた事業を基本的には継続していきたいと思っておりますが、それぞれの事業については、各年度の予算がついてきますので、予算を作成していく中で引き続き計上していきたいという意味合いでこちらを記載しています。

また、実際に練馬区では、今後、区政改革というものも取り組まれていきますので、これまでの事業がどうなるかというのは今の段階でははっきりしませんが、我々福祉の担当としましては、従来どおり予算が確保できるようにしていきたいと思っております。

○副委員長 そうすると、記載するのは重点事業であって、しかし、記載がないからといってその事業をどうこうするというのではないという理解でよろしいということでしょうか。

○管理課長 はっきり申し上げなくて申しわけないのですが、若干、対応が難しい部分もあるかもしれないという意味も含めまして、このような記載をしております。我々担当の気持ちとしては、今、副委員長に整理していただいたとおりでございます。

○副委員長 委員、いかがでしょうか。

○委員 ごめんなさい、理解ができません。つまり、定型業務として、区のそれぞれの部門でやっていることは記載しないと。ただ、各年度の中で仕組みを変えたり、従来ないことについては記載すると、こういう理解でよろしいですか。

○管理課長 基本的にはそのような理解をしていただいて結構でございます。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○副委員長 ほかに資料1についてのご意見ですとかご質問はありますか。

委員、具体的なことで何かご説明をしていただいた方がよろしいでしょうか。

○委員 そうですね。確かに今のやりとりは全く理解できないので。各年度において対応する事業とは、例えば、どういうことなのかと言ってくればわかりますが、まるでわかりませんので、よろしくをお願いします。

○副委員長 それでは、幾つか具体的な事業の名前や名称を挙げていただくことは可能でしょうか。

では、ちょっと準備をしていただきます。それでご説明をいただいた方がより具体的にわかっただけのかなと思っておりますので、そのような形で。

今日、資料をお持ちでない方もいらっしゃると思いますので、少しわかりやすい内容をご提示いただけると、ほかの皆様にも理解していただけるかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○管理課長 それでは、若干、ご説明をさせていただきます。

前回ご配付した資料1-1で、地域福祉計画でこれまで取り組んできたものについて、

他計画等に記載がある等の理由で掲載しないものは、C 欄に丸をつけています。

例えば、21 番に移動サービス運転者講習会の開催とあります。これは福祉有償車輛を運転していただく方に講習を行い、従事できるようにしていくという事業です。この事業については、今回、記載を見送ろうかと考えています。この福祉有償車輛のドライバーさんは引き続き必要なので、その講習会は引き続き開催していくとか、例えば 22 番の施設介護サポーター養成研修の開催についても、練馬 E n カレッジの中で同じような事業を展開することになっているので、そちらで対応していく。

一つ一つ見ていけば、事業は行い、予算もつけるけど、計画としては事業経常化という意味で、今回は記載を見送ろうかと思っています。

○副委員長 ありがとうございます。

○副委員長 今回の部分にないからといって、その事業が直ちにやりやめという話ではないということをご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

（はい）

○副委員長 では、先ほど申し上げました、この計画の目標・理念・体系、それから、意見のまとめ（素案）についてご説明をいただきたいと思います。

○地域福祉係長 それでは、資料 2 と資料 3 をお手元にご用意ください。

まず、資料 3 がこの推進委員会の最終的な意見のまとめと私どもが考えているイメージの構成でございます。

目次、構成について、簡単にご紹介をさせていただきます。

まず、第 1 章の「はじめに」で、このまとめがどういったものかを説明しています。第 2 章で計画の目標、理念、第 3 章でそれぞれの施策についてのご意見を整理しています。

2 ページと 3 ページが白紙になっています。こちらを埋めていく作業をやるのですが、そのために用意したものが資料 2 です。これはあくまでも事務局で作成しているたたき台ですので、こちらにご意見をいただこうと考えております。

こちらにつきましては、昨年、区民懇談会を開催し、その際にいろいろなご意見、ご要望をいただいております。それをベースに、こちらの推進委員会の委員の皆様のご発言等を加味してつくりました。

資料 2 の 3 枚目に新計画の体系（案）をずっとこちらの委員会では使っていますが、こちらを資料 3 の意見のまとめの 10 ページ、11 ページに盛り込もうと考えています。

資料 3 の第 3 章で各施策の説明をしています。具体的には素案の 4 ページ以降になります。

上半分に四角の枠で囲ってある部分が、皆様からいただいた意見をまとめたものになっています。そして、下半分が皆様からいただいた意見、相反する意見も載せています。本日は、大まかな時間配分なのですが、この目標や理念、体系の部分で 40 分程度、それから、施策の 1 から 6 までについて 40 分程度、ご意見を伺いたいと考えております。

十分言い足りなかつた部分につきましては、15 日水曜日までに文書でいただければ、それも整理させていただきたいと思っています。

それでは、資料 2 の内容についてご紹介させていただきたいと思います。

まず、計画の目標です。こちらも従前から大きい施策の体系の図で示させていただいておりますが、「ともに支え合う、だれもが自由に社会参加のできるまち」を目標に置かせ

ていただこうと考えております。

説明文を読ませていただきます。「この目標は、「支援する・支援される」という福祉から「子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、ともに支え合い暮らす」福祉への転換を進めていくことが、これからの地域福祉や福祉のまちづくりの施策の基本的な姿勢という考え方を前提として」設けているものです。

続いて、計画の理念は、福祉のまちづくりの推進条例の第 3 条に理念として書かれているものをベースにつくっています。

「共感」、「協働」、「推進」と書いてきてましたが、なかなかわかりづらいというご指摘もいただいておりますので、右に説明を書かせていただきました。

次ページに「目標の実現のために」と書いてあります。こちらは、右の図を説明しています。

この図につきましては、なかなかイメージしづらいというご意見もありましたので、イメージ図 A から C を配布させていただきました。

これにつきましては、コンサルタント会社につくっていただいておりますので、後ほどご説明をしていただきます。

先ほどの資料 2 に、目標の実現のためにということで、3 点書かせていただいております。

まず、1 点目が「気づき」ということで、人や暮らしの多様性への気づきを広げていく。2 点目が行動に移す「第一歩」ということで、住民の主体性を尊重していく。最後が「理解・共感」ということで、「支援する・支援される福祉」から「ともに支え合い暮らす福祉」への理解・共感を広げていく。こういう取り組みを考えているものです。

こちらが資料 2 の説明になります。

○マヌ安富 マヌ都市建築研究所の安富です。

今日、机の上に置かせていただいたスパイラル図の補足説明をさせていただきます。

区民懇談会では、この資料 2 にある、「気づき」「第一歩」「理解・共感」という循環を地域社会の中で進めていくことで、「ともに支え合う誰もが自由に社会参加のできるまち」を目指そうという考え方を皆さんと意見交換してきましたが、これだと平面的にぐるぐる回っていて、イメージが感じにくいというご意見がございましたので、今回、3 案ほど、改善案を作成させていただきました。

A、B、C と 3 種類ありまして、矢印で目指すべき方向が示されていて、その周りをらせん階段のように矢印が回っているという図の構造は共通しています。

A 案は、矢印で「ともに支え合う誰もが自由に社会参加できる」と、計画の目標を矢印で書いています。それを実現していくために、ここに「気づき」「第一歩」「理解」という循環を、どんどん上に矢印が上がって、充実していくことをあらわしています。

これだけだとちょっとわかりづらいので、右側と左側に吹き出しをつけました。これは具体的なイメージです。A 案の矢印の向かって右側の吹き出しをちょっと見ていただくと、様々な人や暮らしに気づき、出会って、誰でも行きたい場所へ行けるようになって、互いに支え合い、住み続けるような環境が生まれると、こういった図にしております。

B 案は少し見せ方を変えています。

先ほどは「気づき」「第一歩」「理解・共感」が太くらせんで直接書かれていましたが、

矢印をダイナミックにぐるぐる回るような形で整理をして、「気づき」「第一歩」「理解・共感」で、上に行くにしたがって、具体的なイメージを矢印の上に乗せてみました。

C 案は、A と B と比べて、矢印が 1 本から 3 本になっています。これは目指すべき方向を具体的に 3 本明示しているという形になります。

一番左の矢印は、社会参加の一層の促進という課題に対して、このバリアを解消していくのだという矢印になっています。真ん中が、生活支援ニーズの多様化・高度化に対応する対応が課題であり、その人らしい暮らしを支えるという方向を目指す。一番右側の矢印が、地域における人と人のつながりの希薄化という課題に対して、「気づき」の輪を広げていきたいと思いますという矢印になっています。

そして、そこに回っているらせん階段の矢印は A 案と B 案と同じような整理になっています。それぞれ強調したい部分とか、皆さんに伝えたい部分を少しずつ変えているので、今日、できれば、区民懇談会でまとめた最初の平面的な図も含め、この四つを比べて、どのイメージ図が一番わかりやすいかというご意見をいただければ助かります。

説明は以上になります。

○副委員長 ありがとうございます。

まず資料 2 の前段階、新たにこのイメージの図も 3 枚示されておりますが、このあたりにつきまして、ご意見、ご質問がありましたら伺いたいと思います。

○委員 スパイラル図の A 案の中の、ここだけ「理解・共感」という文字がないのは、あえてなのでしょうか。

○マヌ安富 このスパイラルの幅の関係で「共感」をちょっと省略しているのですが、確かにご指摘のとおり、あった方がいいかなと私は思いました。

○副委員長 委員、よろしいですか。

○委員 はい。

○副委員長 ほかの方はいかがでしょうか。

○委員 A、B、C、この三つの選択肢は四つあるということで考えればいいわけですよね。

○副委員長 はい。

○委員 そうすると、まず、それぞれ表現していることが全くばらばらなので、選択肢になっていないのですが、あえて言えば、ここで表現したいことはスパイラル、要するに、歩き始めて、気づいて、理解して、一つのステージに達して、またさらに次の一歩で、次の気づきで、次の理解でセカンドステージに達するという、要するに、そういう高見に達していきましょうということですよ。それぞれのステージ、段階において、いろいろな事業が展開していったって、出かける機会とか場所が広がったりだとか、誰もが行けるとか、そういったことが実現されていくということ表現したいのですよね。

そうすると、私はぱっと見たときに B 案しかないのではないかなと思いました。中心軸があって、「ともに支え合う誰もが自由に社会参加できるまち」をつくろうということですから。

○副委員長 ありがとうございます。では、委員。

○委員 C 案に対する質問ですが、計画の目標がどこへ飛んでしまうのかと。C 案では三つに分かれてしまい、目標を達成できるのかどうか。その意味で、委員と同じように、私

もB案が一番わかりやすいのではないかと思います。

以上です。

○副委員長 では、委員お願いします。

○委員 スパイラル図は、どの案にするか決めた後、まとめに入れるのでしょうか。

それから、スパイラル図自身は、何か非常に危険です。自動的に上に上がるという保障はないんです。なぜならば、数値目標がないということ。それから、数値目標にかわる歯どめが見えないです。全部、曖昧な言葉で表現されています。これでは本当に坂を登っていけるのかどうか。スパイラルにならないです。下へ下がる可能性もある。あるいは現状維持のまま全然動かないということもある。その辺を具体的にお聞きしたい。

以上です。

○副委員長 わかりました。

では、まず事務局から、計画の構成ですとか、そういったことに対するご意見も含まれていたかと思しますので、その点について、ご説明をお願いします。

○地域福祉係長 先ほどの資料2で、文言で説明をしております。2ページのところです。その右側に絵が入っているのですが、これにかわるものとして、このスパイラルの図を入れていきたいと考えています。

確かに数値目標がないものもありますが、上を目指していこうという意味合いですので、そういう形でご理解をいただければと思います。

○副委員長 委員、いかがでしょうか。

○委員 それでは、具体的に私が考えていることを申し上げたいのですが、施策4で、取組項目1、社会福祉法人等への指導、助言とあります。これをこのままやりますと、改革でも何でもなし。それから、いわゆる監査を受ける、指導を受ける、指導、助言を受ける方の団体としては非常に、どういうふうに自分たちの法人の、特に剰余金の問題を処理したり、考えたりとかがわからない。そういう意味で、私はガイドラインを設けるのがまず第一だと。

そして、第二步として、具体的にスケジュールとしてはこういうふうにやりますと。そういうことが、本当の計画の進め方だと思います。これは一つの例でござりますが、ほかの項目、学校教育につきまして、教育委員会の話が全然出てこない。どこかに吹き飛んでしまっているのです。学校教育の中にこういう問題を入れていくステップがないと、絵に描いたもちになるおそれがあります。

そういう大きな不安がございますので、ご説明いただきたいと思えます。

○副委員長 ありがとうございます。

施策の体系につきましては、事務局からもご意見、ご説明をいただきたいと思えますので、先にこちらのスパイラル図を含めた前段の「気づき」「第一歩」「理解・共感」というところで少し意見を集約したいと思えます。

○委員 3点。

まず、1点目は、この「気づき」「理解」「第一歩」の順序ですが、資料2の2ページを見ますと、「気づき」「第一歩」「理解・共感」と書いてあります。順序はそういうふうにならないです。まず、気づきなさいと。それを踏まえて、気づきを広げるために第一歩を出しなさいと。理解はその次に、第一歩をきっかけに、区民一人ひとりだと。順番は

こうなっているのです。ところが、このスパイラル図はどれもそうはなっていない。

ということは、要はこれは理解されていないのです、つくる方にも。だから、無理することはやめた方がいいというのが私の意見です。まず、そこから狂っている、これは。それが 1 番目。

それから、2 番目は、B 案がいいというお話が二つあって大変恐縮なのですが、これはちょっと一つ問題がありまして、スパイラルの中に具体的な項目が書いてあります。ただ、これは普通の人が見ると、この順序で達成していくのだと理解します。これが基本的には間違いです。こういう表現をしてはいけません。

それから、C 案はデザイン的にアウトです。普通、デザインをやる人はこんなものをつくりません。

ということで、今のつくる側も聞く側も理解を考えると、簡単な方がいいよというのが私の意見です。

○副委員長 シンプルにということですか。

○委員 オリジナルがいい。

○副委員長 最初に提示されているものがいいのではないかというご意見でしょうか。

委員からよろしくお願いします。

○委員 私は余り話を理解していないと思います。申しわけありません。図が出てきたり、何か全体がえらい重い、これは誰がやるのですかという感じに僕は今なっているのです。ここの人たちがやるわけではないので、多分、区民の皆さんにこれが全部周知されて、やっていくわけでしょう。

だったら、まず、「気づき」があるなら「気づき」でいいですけど、「気づき」でまず一歩ではないですか。次に「第一歩」があって、「共感」までいってしまうなどという図を出されても、区民は理解しませんよ。僕たちはわかるにしても、区民はまず「気づき」でしょう。そこだけで僕はもう十分ですよ。言いたいことはもちろんありますが、そうでないと、障害者や高齢者は区民と一緒にやっていけないですよ。こんなのをいきなりぼんと出したら。今聞いていてまた障害者とか高齢者は外されてしまうのではないかと、ちょっと心配になりました。

○副委員長 ありがとうございます。

これは計画のどのレベルをどう想定して、施策や体系を組み立てていくかということにも関連するかと思いますので、事務局から少し補足をしていただけるとありがたいと思います。

○管理課長 大変貴重なご意見をいただいております。ありがとうございます。

まず順番の話でにつきましては、大変恐縮ですが、事務局のチェック漏れでございます。こちらは考え方として、資料 2 に記載しておりますように、まず気づいて、それをもとに行動に移していき、理解や共感を深めていく。その結果、また新たなものに気づいていくという流れが新しい流れになる。これが、これまでの区民懇談会でご議論いただいていた内容かなと理解しています。これは大変申しわけございませんでした。

それから、B 案で、項目がスパイラルの線の上に乗っている絵ですが、これも誤解を生む表現だというのはご指摘のとおりだと思います。この順番で取り組んでいくとすれば、それは明らかな間違いで、それぞれが並行的に進むものも当然あると思っています。

また、こちらのスパイラルの考え方ですが、個々の事業においては、役所の中ではよく PDCA サイクルと呼んでいる、計画をつくって、実行し、検証して、次のものにつなげていくというサイクルを考えています。それぞれの事業においては、そういう考え方を踏まえて、事業展開をしていくということです。こちらのスパイラルの図については、計画全体として、目指すべき方向に向かって少し動きのある取り組みをしていきたいということです。

現状のままで皆さんのご意見が一致するのであれば、それはそれで尊重させていただきたいと思っておりますが、現状のまま若干動きが見えないなということもごあり、このようなスパイラルの絵をつくってみたということでございます。

○副委員長 ありがとうございます。

では、委員から、お願いします。

○委員 せっかくつくっていただいたので、ご説明もいろいろと聞いた上で見直すと、何か、最初にある平面的だと言われたやつが一番いいような気がします。「気づき」から「第一歩」「理解・共感」に、両方に矢印が行っていますね。そして、「理解・共感」の下からも、もう一篇やってみると気づき直すとか、「第一歩」とか、両方にそれぞれ行っていますね。

ところが、このスパイラルというのは、単線的に、らせん状に前進するのだみたいなことを言われていて、この前に考えてもらった、両方に矢印がついているのは非常にいいなと。何より、まず「気づき」だと僕は思っているので、そういうことを考えると、気づいたり理解するだけではないしと思ったりして、改めて、こういうスパイラルがつけられて、この前の表を見直すとそのよさがわかってくると思いました。

以上です。

○副委員長 ありがとうございます。

では、委員。

○委員 先ほど事務局から PDAC と言われましたが、まさにそのコピーだなと私は感じました。らせんで上がってくるのであればいいけど、委員がおっしゃったように、やはり相互に気づいて、一步踏み出して、もう一回気づき直すとか、そういうバックもあるのだとしたら、これはらせんではないですね。PDAC のらせんとは全く性質が異なるだろうなと思います。

そうすると、先ほどの私の意見はさておいて、らせんをおやめになった方がいいのかなと思います。

○副委員長 ありがとうございます。

では、委員、お願いいたします。

○委員 らせん形に上がっていくのではなくて、一番最初のこの「気づき」「第一歩」「理解・共感」、これが逆になっている場合もあります。これがなぜ両方から出たかというのと、「気づき」が先ではなくて、「第一歩」から出てみて気づくこともあるよねという話から、この両方の矢印が出たはずです。

だから、三つ出されましたが、今、委員がおっしゃったように、平形がわかりやすい、理解されやすいのではないかなと。委員がおっしゃったように、難しいのが幾つも出るよりも、これが一番わかりやすいように私も思いました。

○副委員長 ありがとうございます。

では、委員、お願いいたします。

○委員 先ほどB案がいいと伝えましたが、確かに一方通行だし、この順番で達成するという保証は何もない。既存の平面で三つの矢印を上から見てらせんを思いついたのだと思いますが、この太い矢印だけで僕はいいような気がします。もっとシンプルにした方がよりわかりやすくなると思います。

以上です。

○副委員長 ありがとうございます。

当初、破線とか太線以外の細い線の双方向性矢印があるのには、何か意味合いを込められているものなのではないでしょうか。

○管理課長 最初は確かに1本の線だけでしたが、気づいて理解云々というのが何回もぐるぐる回っているといったご意見もあり、こういった形で図の上で表記させていただいたのです。これをもう少し、だんだん上昇というか、充実していった方がもっといいのではないかとということで、このスパイラルの図をつくったと、そんな経過をたどっております。

○副委員長 では、委員。

○委員 もしこういったグラフィックで図にして、計画全体を一望できるように、わかりやすくしようとするのであれば、コンサルさんだったらご存じだと思いますが、星座理論がありますよね。それぞれの事業の輝きは、明暗がありこそすれ、天空に現に存在していると。そのそれぞれの星を結びつける星座というのが、例えば、こういう事業と事業を結びつけるとこういうふうなまちになるのかと。そういう、星座理論とまでは言いませんが、そういった表現の仕方もあるのです。それぞれの事業の軽重だとか、後先というのはなしに、例えば、ランダムにこれとこれを取り上げるというやり方もあると聞いております。

○副委員長 アドバイスをありがとうございます。委員、お願いいたします。

○委員 だんだんわかってきたといいますか、事務局側の考えが理解できるようになってきました。このスパイラル図を入れるのか、入れないのかという質問に関連するのですが、入れなくても、少なくともPDCAのサイクルを回しますという文言は絶対入れないといけないですね。

それから、「気づき」には、いろいろな段階があります。これは、どのぐらいの人が気づくのかを測る尺度がないと。「気づき」に相当する項目は、このまちにはさまざまな人や暮らしがあることに気づいたということ。もう一つ、自分がまちでできることを考えるようになったという「気づき」。一緒に話し、一緒に出かけ、まちのバリア、人のさまざまな立場を理解できた、この三つの「気づき」があるのです。これらをどういう尺度で「気づき」とし、次のレベルにいくのかということを決めておかないと、スパイラルで上がっていかないです。それを、皆様方、何か、図を見て、何となく上がっていくという幻想にかられているのは非常に危険です。

私どもは実業をやっておりまして、このPDCAをやらされている人間です。概念図で、そういう、何となく上がっていくイメージが一番危ない。

そういう意味で、スパイラル図を入れる、入れないという問題から始まって、入れなければどうするのか、歯どめをどうするのか、目標をどうするのかということをもう一回検討していただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○副委員長 ありがとうございます。

今の点につきましては、先ほど、委員のまず「気づき」だというご意見もいただいておりますので、イメージ図というのはわかりやすくするために入れていくということなのですけれども、むしろ実態として、この方針にもなっている「気づき」をどういう形で促進していくかといった問題にも絡むかなと思います。今の部分も事務局でもう一度ご検討いただいて、最終案に、文言も含めて修正、あるいは加筆をしていただくということでいかがでしょうか。よろしいですか。

事務局で、もし、今の段階で何かおっしゃっていただいた方がいいことがございましたら、お願いいたします。

○管理課長 イメージ図については、さまざまなご意見をいただきました。

全体として見ると、A案からC案についてのスパイラル図については否定的なご意見が多かったかなと思います。

また、昨年度つくりました、こちらの平面的なといいますか、「気づき」「第一歩」「共感」がそれぞれ矢印でつながっている、こういったものがないのではないかとご意見もいただきました。

そこら辺も含めて、事務局で再整理をして、どのようなものが適切かということについて、事務局で皆様方のご意見を踏まえて整理したいと思います。

○副委員長 ありがとうございます。

では、少し先に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はい）

○副委員長 では、資料2の新計画の体系と、資料3の皆様これまでいただいたご意見などについて、少し具体的なお意見を頂戴したいと思います。

先ほど、委員から施策4についてのご意見もいただいておりますので、この点も含めて、皆様からまた質疑応答をいただきたいと思います。

最初に、先ほど委員から、主に取組項目1につきまして、社会福祉法人等への指導、助言、これは前回はガイドラインをというご意見をいただいていたと思いますので、これに対して、事務局からの今の段階でのご意見、あるいは説明をお願いいたします。

○管理課長 社会福祉法人に対する指導、助言の件ですが、こちらにつきましては、現在、まだ、法律が国会で審議中ということもございます。

具体的には、社会貢献がより一層社会福祉法人に求められていくなどの改正が行われていきます。それ以外にも、運営をより透明に、明確にしていく必要があるということも求められていきます。

そういった法改正の動きを睨みながら、実際にどのような指導、検査をしていくかということについては、再度、整理をしていきたいと思います。

○副委員長 ということでございましたが、委員、よろしいですか。

○委員 練馬区の担当者は非常に手がたいのです、全てにおいて。一番コンサバティブなやり方をいつもされています。

ただし、法律の建前をよく理解して、もちろん私が言うのは非常に口幅ったいのですが、先にやってもいいものはやっていただきたい。横に手を伸ばしていいものはやっていただ

きたい。それすらもやらずに、ひたすら法律が要求していると忠実にしゃくし定規を当てはめてやるのは、ぜひ、やめていただきたい。

ほかの関連する事項、例えば、障害者の権利条約に基づく障害者施策がいろいろとありますが、これも、いわゆる精神障害者の雇用の問題、放っておきましたよ。10年先にならないと実施できないのです。ところが、先にやってもいいのです、練馬区にもしそういうチャンスがあれば。そういう施策がもしできるんだったら。ところが、そういうことは一切やらない。

ぜひ先進的な練馬区の、特に新区長のもとにおける新しい区政を出していただきたいというのが私のお願いでございます。

○副委員長 ありがとうございます。

ぜひ練馬区らしさを出していただくということでお願いします。

では、委員、お願いします。

○委員 今の委員の答えになるかどうかわかりませんが、先に始めるという意味で、社会福祉法人の皆さんに社協からお声かけをして、横のつながりを持って社会貢献を一緒にできないかという呼びかけを、今しています。7月末にまず集まっていたいて、1回は区の法人係が、今後の法律がどうなるかということも含めて、指導をします。

いろいろなご意見はありましたが、社会貢献をどういうふうに行っているか。法人一つで行っているところもあります。でも、何個かで集まってやる方がいいのではないかとか、練馬区全体で集まってやった方が社会貢献できるのではないかとということで、それぞれができることを今アンケートで調査しているところです。

そういうことを、練馬区の中で、社協がイニシアチブをとらせていただいて、やり始めている。こういうのを、練馬区に応援していただいているので、何も法律だけを守ろうとしているのではなくて、前に進むことを応援してくださっていると思っています。

○副委員長 ありがとうございます。

そういう意味では、練馬スタイルというか、練馬区がいろいろなところと協働してということの一つの試みだとも思いますので、むしろそういうところを全面的に出していただくというのがあっていいのではないかと思います。ここに来ていただいている方々は、社会福祉法人となじみの深い方もたくさん来ていらっしゃるかと思いますので、これはある意味で知恵の出し合いみたいな部分もあろうかと思います。そういったところからのご意見も頂戴できたらうれしいなと思っております。ありがとうございます。

ほかの部分について、いかがでしょうか。

では、先に進みます。施策5と施策6になります。

これは前回、かなりいろいろなご意見をいただいているところですが、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりというところと、多様な人の社会参加に対する理解の促進というところと。

ここについてのご意見、あるいはご質問などがおありでしたら、ぜひお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 委員会の開催のお知らせが、ガイドラインに沿ってわかりやすくなっていました。どうもありがとうございます。私たちは情報を受けたり、自分の意見を言ったりすることに時間がかかり、会議の内容がわからないことがあります。知的障害のある人のために、

これからもわかりやすい文章をつくってください。

○副委員長 ありがとうございます。

前回、委員が発言をしてくださったので、今回、事務局が工夫をしてくださって、資料の配付に「わかりやすさ」というのを加えていただいたと思っています。

今回の全体的な、最終的な報告書も、ぜひ多くの方に理解をしていただかないといけないと思いますので、ぜひ、これからも意見をいただいて、それを反映していけるものになればいいかなと思っています。

○副委員長 委員。

○委員 施策 6 の中に「印刷物のユニバーサルデザインガイドライン」とありますが、これは印刷物をつくるときに、このような内容にすべきだということなののでしょうか。もしそうだとすれば、印刷物だけがそういう問題ではなくて、メディア全体がそんな気がするのですが、いかがでございますか。

○副委員長 事務局から説明をお願いします。

○ひと・まちづくり推進係長 ひと・まちづくり推進係です。

おっしゃるとおり、印刷物だけではないと思います。こちらのこのガイドラインは、広聴広報課という区報をつくっている部署が中心となって作成を進めています。

ホームページも、数年前から、なるべく見やすいということに配慮しながら、作成を始めているところです。文章の方もカラーの印刷物が区役所は増えてきて、そういったものに対してどのような注意をすればいいのかということも、学ぶ前にカラーの印刷物が増えてきています。まずは、その辺から始めようということで、今回のこの計画の目標に入れさせていただいたところでございます。その他のことにつきましても、少しずつ始めていきたいと思っています。

○副委員長 ありがとうございます。

第一歩としての印刷物というご説明だったかと思いますが、委員、よろしいですか。

○委員 表現の仕方が「印刷物などの」と入れれば、これで第一歩が印刷物ということがわかるかと思います。

○副委員長 ありがとうございます。

では、事務局としても「など」を入れていただき、第一歩なんだと、ほかは要らないということではないということがうまく伝わる表現方法、表記方法もご検討いただければと思います。

委員、よろしくをお願いします。

○委員 今のユニバーサルデザインガイドラインについて、もう少し確認しておきたいのですが。例えば、100あるメディアの中で、今回はその一つである印刷物と位置づけるのか。ガイドラインというのはどこまで波及効果を持つのか。拘束力を持つのか。

確認したいので、お答えいただきたい。

○副委員長 ありがとうございます。

では、庁内関係のことなどについても、おわかりの範囲でよろしくをお願いします。

○ひと・まちづくり推進係長 今、まさに作成をしている最中ではございまして、どういう形ででき上がってくるか、私たちも一緒に中身を見ているところです。メディアについては、現在作成しているガイドラインは「印刷物について」でございます。

どこまで拘束力があるかということですが、これから庁内向けということでもずつつけており、作成が終わりましたら、庁内に向けての研修等を一緒に行っていければなど考えています。それについては、今現在、一緒に考えている、検討しているところです。

○副委員長 ということですが、いかがですか。

○委員 全くわかりませんね。

○副委員長 ご提案ですとか、何かそういうことがもしおありであれば、その点はぜひおっしゃっていただいた方が、よりいいものができるかと思いますが。

○委員 数多ある媒体ですね。要するに、福祉に限らず、福祉に限ってもいいのですが、さまざまな事業をさあ、やるよ、なぜ、やるよ、誰が参加できるよ、いつやるよ、それから、参加してくださいといった告知も含めて、それを伝える。それに対するレスポンス、反応、答え、回答を求めたりするための印刷物であるのですね。そういったことをするための、ビジュアルな伝え方であったり、ホームページであったり、放送であったりということの中の印刷物ということなのではないでしょうか。

今、伺っていると、印刷物だけ、チラシだけ、あるいは報告書だけに限ってしましますが、まさに今日の委員会の冒頭でファクス番号が欠けているではないかという意見があったのと同じように、印刷物だけをここで取り上げた理由をお答えください。

○副委員長 では、そのあたり、いかがでしょうか。

○ひと・まちづくり推進係長 先ほど、前の前のときにお答えしたのですけれども、ホームページ等は少し前からわかりやすくということで、新しく配慮といいますか、注意をしてお作り始めています。ただ、印刷物については、今までそういった指針といいますか、ガイドラインが特に庁内向けにはなかったもので、今回はそれを作成しようということです。確かにいろいろな放送だとかメディア等があるかと思いますが、この計画で目標に掲げているのは、いわゆる紙として出てくる印刷物をつくるときに、文字の大きさであるとか、図の配置だとか、あとはカラーユニバーサルデザイン、色の違いの区別が難しい方のために、こういった色合いにすればいいとか、そういった内容のものを第一歩としてつくる予定になっています。

ほかのものをなぜつくらないのかという理由につきましては、まずは第一歩ということでご理解をいただければと思います。最初に、まず印刷物に対してのガイドラインを作成しようということになります。

○副委員長 ということですが、数多もちろんありますが、十分ガイドラインができていなかった部分を取り上げると、こういうような趣旨だったかと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○副委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。施策の 5 番、6 番。あるいは前に戻っていただいて、もし 1 番から 4 番につきましても、この時点で何かお申し出があれば、お願いします。

では、委員。

○委員 施策の 5 番について、主な意見を 1 点つけ加えていただきたいということと、それに相応するまとめを 1 行入れていただきたい。前回の議事録の 8 ページ、委員長の発言です。

点としての整備ではなく、つなげていこうと、線としての整備をするときには、2 行飛

ばして、これからどこから手をつけるかという非常に合意形成ができないと云々と言っていらっしやいます。ここの部分。

それから、その下。書くのは簡単ですけれども、実際にどこから手をつけるのか。手をつけられるのかという計画になっていくのかということがポイントになっている。その後の仕組み、実際に重点的な整備をするときの仕組みがとても重要になると思います。

これをぜひ意見として入れていただいて、これに相当するまとめを上の方の枠内に入れていただきたい。とても大事なことをおっしゃっているんだと思います。委員長も委員ですから、ぜひお願いをしたいと思います。

○副委員長 ありがとうございます。

この点については、事務局から何かコメントがあれば、お伺いしたいと思います。

○建築課長 建築課長です。

施策の 5 番は、今回お示しした資料 3 の 8 ページの主な意見、下から数えて四つ目の白丸が「連続的整備については、具体的にどこの地域でどのような手法で行うかが重要である」。内容としては類似性がある文言と考えております。

今、ご指摘いただいた意見を入れるかは改めて検討していきたいと考えています。よろしくをお願いします。

○副委員長 委員、どうぞ。

○委員 大変大事なご発言だったと思いますが、類似性はない。基本的にものの視点が違うという意味で、類似性はないと私は理解します。

ですから、そういう意見があったということをお話していただき、直接お話しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○副委員長 では、この点につきましては、委員長に一度お返しいただきまして、その上で改めてこちらの主な意見の整合性や加筆について、ご検討いただければと思います。ありがとうございます。

では、委員、お願ひいたします。

○委員 今、委員のご意見には賛同いたします。私からは、同じく施策 5 の取組項目 2 「民間建築物のユニバーサルデザイン推進」、これに関する主な取組項目として、放置自転車対策しかない。これだけでは足りないのではないかと。

例えば、資料 3 の 8 ページの主な意見に出ておりますが、「まちなかの案内サインの連続性の確保」および「国際化に対応した外国語への対応」、これは学校だけではなくて、民間の施設等はすぐできる施策になります。この辺の項目を参考にされて、項目を増やしていただけないかと。放置自転車だけでは、とてもではないけど、この項目は達成できないと思います。

○副委員長 ありがとうございます。

今のは大変重要なご指摘だったかと思いますが、事務局から何かコメントがもしあれば。

○建築課長 建築課長です。

A 3 判の資料の施策のところにある放置自転車対策、これはもちろん取組項目のひとつということでございます。それ以外のことに关しましても、つけ加えるべきところはつけ加える、検討していかなければいけないと、そういうふうに認識しております。もちろん

これだけはないということは重々認識しております。

○委員 国際化対応はどうされますか。練馬区は外国人が非常に多いと思いますけど。

○建築課長 外国の方にもわかりやすいサインということは、もちろん言語の問題もありますが、例えば、図表のようなものを活用した、サインもございます。いろいろな方法があるかと思っておりますので、そういったことも検討して進めていきたいと考えております。

○委員 お願いいたします。

○副委員長 ありがとうございます。

今の部分につきましては、施策 5 の部分と施策 6 の部分、双方に関連するところかと思っております。このあたりも主な取組項目という形で出るので、見ていただく方にとっては非常に大事なポイントになろうかと思っております。何を全面的に出していくのかという観点からも、もう一度見ていただくということでお願いします。

では、委員。

○委員 たびたびですみません。

サインについて、ちょっとお尋ねしたいのですが、委員のおっしゃられたことは全くそのとおりだと私も思います。国際化へ向けて、それから、オリンピックということもありますが、案内サインは日本の場合、国際的には不評をかっていているというのはこれはもう周知の事実かと思っております。練馬区として、特に建築課長にお聞きしたいのですが、そういった部署は具体的にございますでしょうか。

例えば、20年前の営団のサイン。矢印や文字の大きさ、出口は黄色で表示することとか、そういったことを全て、20年以上前に営団の中にそういう部署が設けられ、今やそれが日本のスタンダードになっています。J I Sの中にそれが反映されております。このような部署がかつての営団にはありましたが、今のメトロになった途端にそれがうやむやになってしまったという経緯がございます。

練馬区の中では建築課という大きなくくり、部局がございますが、その中でも案内・サインというのを扱う部局というのは、今現在、どこが所管されておるのでしょうか。

○副委員長 ありがとうございます。

では、建築課長からお願いいたします。

○建築課長 建築物に関しては、そういったサインに関しては、J I Sの基準や点字のガイドラインなど、練馬区の福祉のまちづくり推進条例である程度ルールがありますので、民間、区立建築物を問わず、増改築等の際に協議がありますので、その中で指導しています。

まちなかのサインに関しては、今は資料がございません。申しわけありません。

○副委員長 では、調べていただいて、次回ご回答ということにさせていただくこととよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○副委員長 申しわけありません。

では、委員。

○委員 もう一度、「気づき」について。何かを見て聞いたりしたら、簡単にそれに気づくとはとてもならないと僕は思っていて、気づきの範囲は広いし深いしという思いが強くあるのです。特に僕は当事者なので。それが施策の中にどういうふうに入っているのか。

多分ないのではないのかな、よくわかりませんが。

社協がやられているコミュニティソーシャルワーカーというのもあったりしますが、それが練馬区全地域でやられているかどうかというのもわかりませんし、障害者や高齢者に対する差別とか偏見とか人権無視などの過去を、例えば、語り部みたいな形で地域でしゃべっていくということも必要だろうし、そういう具体的な「気づき」の政策をぜひ考えてほしい。そこが始まらないと、皆さんが言っていることもつながってこないのではないかなと思って、再度、「気づき」のところに戻らせていただきました。

○副委員長 ありがとうございます。

先ほどの部分は、やはり具体的な施策 1 から施策 6 のところの中にきちんと位置づけていきませんか、最初概念図ですとか目的というところをやった意味がありませんので、その辺の具体的な取り組みですとか、施策への流し込み方の問題でもあろうかと思えます。

この点については、事務局としては、いかがですか。

○管理課長 これまでも小学校や中学校お初め、さまざまな場所において、さまざまな方が地域にはお住まいであるという教育といいますか、行ってきたところでございます。また、それ以外にも、人権の啓発なども、区として取り組んでいるところでございます。

今回のものに、計画の中で、どこまで具体的に計画化していくかということについては、今いただいたご意見も含めて、検討していきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○副委員長 ありがとうございます。

体系図の中では、方針の 1 のところに「気づき」の輪を広げるという文言もあります。これは、施策の 1 番と 2 番に関連することが記載されているのですが、委員からご指摘いただいたのは、もう少し中身を具体的にどういう形で取り組んでいくのか、それを施策として、制度として、どういうふうに練馬区としては考えていくのか、そのあたりがわかるような形で、ぜひ計画の中にも文言化をということであったかと思えます。

委員、何か補足がおありでしたら、お願いします。

○委員 今言われたとおりです。後ろ向きな人も、人に会いたくないとか、人からそういうふうにされたくないとかという人も当然いますが、社会というのはそういう人も込みで考えるものですから、できれば、政策でそれを捉えていただけたらと、強く強くお願いしたいところです。

○副委員長 ありがとうございます。

では、そのあたりをもう一度協議をするという形にしたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。すみません、委員からお願いします。

○委員付添い

質問なのですが、主要施設と駅等を結ぶ経路のユニバーサルデザイン化とありますが、練馬駅からこの区役所まで来る経路が昔からわかりにくく、何とかならないのかなと思っています。練馬駅から区役所へ来る経路をもう少しユニバーサルデザインとして考えると、そういうことはないのでしょうか。

○副委員長 では、建築課長。

○建築課長 建築課長です。

確かに、練馬駅から練馬区役所へのルートに関して、問題点があるということは認識し

ています。どのルートを設定するかということに関しまして、これからも検討を重ねてまいりたいと考えております。もちろん問題点があるということは認識した上で、いろいろと検討していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長 よろしいですか。

○委員付添い これから改良することはあるということですね。

○建築課長 改良する必要があるということは認識しております。ただ、今回、5年間という期間が決められている計画の中で、その5年間の中でどの程度まで実現化できるか、この計画にどう盛り込むか、計画とは別の、今回の計画とは別のところでやっていくのか、いろいろと考えて判断していきたいと考えております。

○委員 気づきの点なのですが、今、委員がおっしゃったように、我々健常者は気づきたいと思っても、気がつかないことが多いのですよ。皆様の集まりの中で、どんなものが本当に健常者にわかったら尚いいとか、そういうご意見をまとめて、全部盛り込めなくても、大体のことがまとまってくると思うのですね。

案内についても、私は、目のご不自由な方もあれば、耳のご不自由の方、それぞれの障害をお持ちの方にどの程度のことをやっていったらいいかというのは、皆様のお集まり、ここで全部は無理だと思imasるので、そこでお話をまとめていただいて、またここへ持ってきていただけるようなことになると、なおいいかなと思っております。よろしくお願ひします。

○副委員長 ありがとうございます。

先ほどの委員からのご提案に、今の委員からのご指摘も加えていただきたいと思imas。委員、お願いいたします。

○委員 すみません。

この「気づき」ですが、私は老人クラブに参加して、老人クラブの中でひとり暮らしの高齢者の声かけ運動をもう何年もやっています。やっぱり近所の人気づかないと、ちょっと無理だと思imasのですよね。地元や町会、我々は老人ですから老人クラブの人たちが自分のそばの人たちに対して、一声運動というのを10年以上もやっています。まず「気づき」、そして、やる人がどういうふうにするかが一番大事だと思imasので、これは地元の町会とか老人クラブを利用してもいいですけど、やっぱりこれからが第一歩だと思imas。

あと、高齢者の福祉がこれからどんなふうになっていくのか、ちょっとお聞きしたいのですが、よろしいですか。

○副委員長 ありがとうございます。

では、区としての考え方ですか、方針についてお願いいたします。

○管理課長 今後の高齢者施策をどうするかということについてでございます。

大きく言うと、高齢者のひとり暮らしの方が今後ますます増えてくるだろうと。また、介護の度合いとして、認知症の方も増えてくる。一方で、元気な高齢者の方も多いうことから、高齢者の社会参加をどうするかというのが課題の一つかなと。もう一つは、要介護になった場合にどうしていくのかということが大きいと思imas。それらをトータルとして見ていくのが、地域包括ケアという考え方と思imas。

今、地域で見守りをしていただいているというお話がございましたが、そういった地域

包括ケアの中でも、事業者、あるいは見守り団体の方にもご協力をいただきながら、地域で高齢者の方を見守り、あるいは支え合いながら、地域社会として活力を生み出していくことを目指していきたいと思っています。

○副委員長 よろしいですか。

前段の「気づき」のところにもありましたように、もちろん、こういったことは皆様と一緒につくっていくという話ですので、区としての施策としてはどうかということが今回の委員会の報告の中に盛り込まれると、こういう考え方になると思います。ありがとうございました。

○委員 今の「気づき」というところで、最初にお配りいただいているパンフレット、を見ていて気がついたのですが、今回の計画の「気づき」で忘れてならないことは、変な情報に気づくというか、マイナスの情報に気づくこと、「あのおばあちゃん、最近見かけない」といったことを含めて、かつてはそれらを警察がやっていたと思いますが、今回のこの計画の中では、警察との協力・連携といったものは、どういうふうに位置づけられるのか。

○副委員長 ありがとうございます。

「気づき」には多様なレベルがあり、今回の計画がどのあたりのところを「気づき」というところで示しているのか、事務局からお願いいたします。

○管理課長 今の「気づき」という言葉は、さまざまな使い方をされていると思います。

例えば、委員がお使いになった「気づき」という言葉と、委員のお話の「気づき」とは若干異なっていると思います。レベルが違うというより、使い方が違うのかなと思いました。

また、委員のご発言ですが、警察・消防には地域でさまざまな活動を行っていただいております。それ以外にも、NPOの方や見守りの方、あるいは町会・自治会などさまざまな方が地域で活動しています。警察・消防はそれぞれ専門的に防犯・防火、消防などを活動の主なものとして取り扱う関係機関です。必要に応じて、十分な連携を図っていく必要がある関係機関の一つだと思っています。それ以外にも、地域の病院など、協力、連携していかなければいけないところがあるは思います。

○副委員長 委員、よろしいですか。この点について。

○委員 わかりました。警察だけではないんですけど。

○副委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、よろしいですか。委員、お願いいたします。

○委員 「気づき」はさて置いて、情報の問題でいうと、クロネコヤマトのメール便というのがあります。今年からなくなりましたが。クロネコヤマトのメール便は、配達しないで戻ってくるときに、なぜ戻したかという理由が書いてあるのですね。ポストにいっぱい新聞や何かが詰まっていて、もう入れられなかった、連絡しても応答がなかったと。

そのときはもう既に引っ越していて、ただ留守の届けがないのでということだったのですが、そういう情報を郵便局や何かにも要請するとか、そういうことがあってもいいのではないかと思います。警察に依頼することもさておきながら、郵便物がたまっている、新聞がたまっているみたいな情報を地域に還元してほしいという要望をしてもらいたいなと思いました。

以上です。

○副委員長 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

○委員 今おっしゃったことって結構始まっていますよね。ヤクルトさんが営業所単位で配達したり、ノックして見守りをやろうということをやりはじめています。そうすると、何日か行ってだめだった場合、どうしたんだろうと電話を入れると。さらにいろいろなところと連携していくと、結構な範囲を広く見守れる。

練馬区も安心・安全というのを学校区でやりだして、5年前か6年ぐらい前、このところなおのこ力を入れ始めています。今は安心・安全の場所には大体町会長が集まる。そうすると、そこへ警察も消防も区の方も呼びできる。情報を発信して、町会長は町会へ持って帰るといことで、そういう意味では広まりつつあるのだろうと。ですから、そういうことも全部連携していかなければいけないだろうなと思っております。

○副委員長 ありがとうございます。委員、どうぞ。

○委員 要望なのですが、参考資料の中にオリンピック・パラリンピックの教育推進校についてという資料がございます。その中で、主な取組例の3番、「図工の時間において、外国の人に日本を紹介する絵や外国の人が分かるマークを考える」、これはぜひやっていただきたいのです。練馬区の代表的な、例えば、都市型農園のマークだとか、それから、アニメの発祥の地という、ああいうところにちなんだマーク、これはしっかりと考えていただきたいです。今日は残念ながら教育振興部の方は来ておられませんので、お約束いただけないとは思いますが、いかがでございましょうか。

○副委員長 では、お願いします。

○管理課長 図工の時間でどのようなマークを考えるかというのは、子どもたちが自由な発想の中で自由にお考えいただくことかなと思います。具体的にアニメのお話や市民農園のお話もございました。それを現実はどう示すのかというのはなかなか難しい部分もあると思います。特にアニメ関係については、著作権の問題もあって、アニメとは何かというものを示すものも厳しいと思います。

子どもたちの自由な発想が区内全域に広がる場ということになれば、それにこしたことはないのかなとは思いますが、ご指摘の点につきましては、教育振興部の方にご意見があったということは伝えてまいりたいと思います。

○副委員長 よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(はい)

○副委員長 本日もたくさんのご意見をいただきました。ここで今まで出てまいりましたご意見を、都市計画研究所の安富様から簡単に振り返りということでお願いしたいと思います。

○マヌ安富 今日、皆さんにお配りしたのが、この委員会の委員意見まとめ（素案）というものです。今日いただいたご意見を盛り込んだ形で次回に最終案としてお示ししますので、その修正の方針で、今、確認できたものを私から簡単にご説明させていただきます。

最初は、この「気づき」と「第一歩」と「理解・共感」のイメージ図になります。

結論から言いますと、A、B、Cと改めて見比べたところ、これまで区民懇談会で考え

てきたイメージ図が一番コンセプトがあらわれているのではないかというご意見をいただきました。その理由としては、この「気づき」「第一歩」「理解・共感」というものが、順序立てて進んでいくというよりは、矢印の相方向で、気づいてから第一歩もあれば、第一歩から気づくこともあるだろうということで、基本的には区民懇談会でまとめた図をベースに、いただいた意見で修正していくということを確認しました。

その中で、「気づき」について、皆さんからたくさんご意見をいただきました。「気づき」の範囲というのがとても広くて深いという話と、気づきたくても気づけないというお話がありました。

その中で、施策の体系、方針の 1 で「気づき」の輪を広げるというものがあるのですが、今度の計画の中で、では、「気づき」を施策として、具体的な取り組みは何なのか。仕組みは何なのか。そういうことを検討していただきたいというご意見がありました。

もう一つ、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりという施策の中では、練馬駅周辺がとても使いにくいというお話がありましたが、そのご意見も踏まえて、今後 5 年間でできるルートを検討していくというお話がありました。

あとは、「気づき」というのが、皆さん、お互いを知るという意味での「気づき」と、困っている人を発見する、どちらかという見守りという形で使っている「気づき」の二つあったかなということで、後者の見守りについては、病院とか警察とか、あとは郵便局とかヤマトさんの事例なんかもご紹介いただきました。地域の方々と事業者が連携するようなことをしていくと、もう少しいろいろなことができそうだというご意見がありました。施策 4 の方です。

これは保健福祉サービスの充実に向けた基盤整備ということで、今後、社会福祉法人さん、練馬区として課題については率先して取り組んでほしいというご意見がありました。そういったご意見に対して、社協さんから、今、社会福祉法人さんと話し合いをもう既に始められているということで、それを推進していただきたいというメッセージだったかなと思います。

あと、最後の施策 5 と施策 6 に関してですが、施策 5 です。

一つは、印刷物のユニバーサルデザインといったときに、印刷物だけではなくて、さまざまなメディアもユニバーサルデザインが必要ではないかというご意見をいただきました。そういったご意見を加える中で、まずは「第一歩」が印刷物なんだということがわかる表現にしてほしいというお話がありました。

もう一つ、まちなかの案内サインの連続性というのが、今後、国際化というのもあって、障害がある方だけではなくて、誰にとっても必要ではないかというご意見がありましたので、加えていきたいなと思います。

もう一つ、委員長からのご意見。どこから手をつけるのかという話と、整備の仕組みづくりといったご意見が前回ありました。その話と連続的整備については、具体的にどの地域でどのような手法で行うかが重要であるという意見が載っています。これを委員長に確認をして、必要な文言の整理と、上の意見のまとめのところに掲げていくという検討をしたいと思います。

最後の施策 6 です。

多様な人の社会参加に対する理解の促進ということで……先ほどの印刷物は施策 6 の方

でしたね。具体的な修正のアイデアもいただきました。「印刷物など」とか、第一歩としてわかるような表現を加えるということがありました。

あとは主な意見の中に、わかりやすい情報、表現が必要ということで、鈴木委員から、今後こういった継続をしてほしいということもとても大切なご意見としていただきました。

最後です。

社会参加に対する理解の促進の中で、学校との連携、あるいは学校教育とどのように具体的に組み込んでいくかという方法、そういったものを継続的に具体化に向けて検討してほしいといったご意見がありました。

ということで、今日いただいたご意見を改めて整理させていただいて、次回、最終案ということで皆さんにご確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上になります。

○副委員長 安富さん、ありがとうございました。

今、いただきました意見を本日欠席の委員長にも伝えていただき、最終案として皆様に次回ご提示していきたいということです。

皆様から、発言をし忘れたですとか、最後にお伺いしますが、よろしいでしょうか。

（はい）

○副委員長 それでは、次回の予告、今後の予定について事務局からお願いします。

○管理課長 副委員長、今日はどうもありがとうございました。

皆様からも、本日、さまざまなご意見、活発なご議論をいただき、ありがとうございました。皆様からいただいたご意見をまとめまして、報告書という形で案を作成していきたく思います。

次回開催につきましては、8月4日火曜日、午後6時30分からとなっております。引き続き、夜間の開催となりますので、よろしくお願いいたします。

8月4日は、意見の取りまとめのご確認、今後の策定のスケジュール等についてお示ししたいなと思っております。

会場は、20階の交流会場となります。

期日が近づいてまいりましたら、改めて案内の文書を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は遅くまで、ありがとうございました。

○副委員長 では、これで終了させていただきます。皆様、お疲れさまでした。